

令和2年4月20日

保護者 様

都城市立川東小学校
校長 柿木 恵子

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業について（お知らせ）

平素より、本校の教育活動に御理解、御支援を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月16日の国の緊急事態宣言により、全都道府県がその対象区域となったことに伴い、都城市立の全小・中学校においては4月22日（水）から5月6日（水）まで、臨時休業といたします。

保護者の皆様におかれましては、更なる対応をお願いすることになり、お子様の食事や安全面などにおいて不安や心配な面があるとお察しいたしますが、国をあげての感染拡大防止対策という趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月22日（水）から令和2年5月6日（水）まで

2 お願い

- 引き続きお子様の日々の体調管理をお願いいたします。
今後、お子様や家族の皆様にも、発熱等の症状や強い倦怠感、更に息苦しさ（呼吸困難）があった場合には、病院受診の前に、まずは都城保健所内に設置してあります「帰国者・接触者相談センター（0986-23-4504）」に連絡すること、併せまして、学校へ連絡もお願いいたします。
- 感染拡大防止のためにも、3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けていただきますようお願いいたします。また、感染機会を極力減らすためにも、不特定多数との接触を避け、不要不急の外出はお控えください。学校施設を利用しての少年団活動も自粛願います。
- ご家庭においても、手洗いや消毒、咳エチケットなどの感染防止対策の徹底をお願いいたします。

3 学校での児童の預かり等

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業ですので、本来であれば、ご家庭での対応となりますが、放課後児童クラブ及び学校でのお預かりも行います。

学校においては、本校に在籍する児童で、やむを得ない事情により家庭での待機ができない場合に預かりを行います。預かりを希望される保護者の方は、4月21日（火）の昼12時～午後1時までの間に学校へ電話で申し込みをさせていただきます。

なお、学校でお子様をお預かりする場合は、次のような条件を設定させていただきます。

- ・ 保護者が毎朝検温等を行い、健康であることを確認できた児童生徒
- ・ マスクを着用し、昼食を持参できる児童生徒
- ・ 保護者の責任において、送迎が可能な児童生徒
- ・ **学校での在校時間は、8時20分から14時20分頃まで**とします。
- ・ 学校での活動は、自学自習を基本とし、授業は行いません。
- ・ 学校での検温等により、早退する必要がある場合は、お迎えをお願いします。

裏面もご覧ください。

